

岐阜県消費生活相談員の募集

岐阜県東濃振興局恵那事務所で勤務する消費生活相談員を、下記のとおり募集します。

記

- 1 募集人員 1名
- 2 勤務場所 岐阜県東濃振興局恵那事務所
恵那市長島町正家後田1067-71 岐阜県恵那総合庁舎内
- 3 職務内容 (1) 消費生活に関する相談に応じ、問題解決に向けての情報提供、助言、あっせん等の業務
(2) 消費生活に関する啓発業務
(3) その他
- 4 応募資格 (1) 次のうちのいずれかを備える方、またはこれと同等以上の知識及び経験を有すると認められる方
・消費生活専門相談員((独)国民生活センター)
・消費生活アドバイザー((財)日本産業協会)
・消費生活コンサルタント((財)日本消費者協会)
(2) その他 パソコンの基本操作ができる必要があります。
- 5 勤務条件等 (1) 任用期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
(2) 身分 岐阜県非常勤専門職(消費生活相談員)
(3) 勤務日等 週29時間の範囲内で、勤務日・勤務時間等を決定します。
(土・日、祝日及び年末年始を除く。)
(4) 有給休暇 あり
(5) 報酬等 月額 190,147円(有資格者) 171,063円(その他)
(上記金額は平成23年度の実績。平成24年度は未定。)
(6) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険
- 6 応募方法及び期間 (1) 応募方法 市販の履歴書(写真貼付)、応募動機(400字詰原稿用紙1枚)及び、資格を証する書類の写しを持参又は郵送のこと。
郵送の場合は、簡易書留で送付をお願いします。
また、ご応募いただいた書類は、選考後に返却します。
(2) 応募期間 平成24年1月12日(木)～2月13日(月)
持参(下記9)または郵送(最終日の消印有効)のこと。
面接予定人数に達した場合は、期限前に募集を打ち切ることがあります。
- 7 選考方法 書類審査及び面接 面接の実施日時・場所は、応募者に個別に連絡します。
- 8 結果通知 平成24年3月上旬までに本人あて通知します。
なお、選考結果等に関する問い合わせには、一切応じません。
- 9 問合せ・書類提出 〒509-7203
恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎内
東濃振興局恵那事務所 振興課 管理調整担当 TEL: 0573-26-1111(内線203)